

# 訪問看護ステーション 瑞穂

訪問看護ステーション 瑞穂

重要事項説明書

医療法人 稲穂会

## 事業者について

事業者名称：医療法人 稲穂会

代表者氏名：理事長 稲田 吉昭

本社所在地：和歌山県紀の川市粉河 756-3

連絡先：(Tel) 0736-74-1001 (Fax) 0736-74-3240

開設日：平成 30 年 8 月 1 日

### 1 事業所の概要

事業所名称：訪問看護ステーション瑞穂

事業所所在地：和歌山県紀の川市粉河 775-1

連絡先：(Tel) 0736-74-1001 (Fax) 0736-74-3240

管理者：山口 由実

営業日時：月曜日から日曜日 9:00～17:00

サービス提供日時：月曜日から日曜日 9:00～17:00

実施区域：紀の川市（旧粉河町鞆淵地区を除く）

### 2 事業の目的

介護保険・医療保険の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

### 3 運営の方針

- ① 利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し同意を得たうえで実施します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ④ 訪問看護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びに、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との、密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### 4 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	1. 従業員の管理および、業務の実施状況の把握を行います。 2. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3. 利用申込み・利用者へのサービスの提供状況を把握します。	常勤：1名
看護職員	1. ご自宅に訪問し、看護サービスを提供します。	常勤：4名

#### 5 提供サービスの内容および料金

##### 介護保険

料金は、各単位数に 10.00 円をかけた金額となります。

自己負担額は、「介護保険負担割合証」に準じた額となっております。

##### 基本料金

訪問看護	単位数	介護予防訪問看護	単位数
所要時間 20 分未満	314 単位	所要時間 20 分未満	303 単位
所要時間 30 分未満	471 単位	所要時間 30 分未満	451 単位
所要時間 30 以上、1 時間未満	823 単位	所要時間 30 以上、1 時間未満	794 単位
所要時間以上、1 時間 30 分未満	1128 単位	所要時間以上、1 時間 30 分未満	1090 単位

※准看護師が訪問した場合は、100 分の 90 に相当する単位数を算定します。

##### その他料金

介護保険の場合	単位数
初回加算 (I)	350 単位
初回加算 (II)	300 単位
特別管理加算 (I)	500 単位
特別管理加算 (II)	250 単位

## 医療保険

料金は、各点数に 10.00 円かけた金額となります。

自己負担料金は、お使いの保険に準じた金額となります。

訪問看護基本療養費 I (週 3 日まで)	555 点
訪問看護基本療養費 I (週 4 日以降)	655 点
退院支援指導加算	600 点
交通費	実費

## 6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の請求及び支払方法について

- ① 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日頃にお渡しします。
- ③ 支払方法は、口座より自動引き落としとなります。引き落としは翌月 27 日です。

※指定金融機関が休業日の場合、翌営業日の実施となります。

## 7 サービス提供の流れ及び留意事項

- ① サービス提供に先立ちまして、利用申込用紙の提出の必要が有ります。
- ② 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険証に記載された内容を確認させていただきます。
- ③ サービスの提供にあたっては、「訪問看護計画書」に基づき行います。利用者又は家族にその内容を説明致しますので、ご確認頂くようお願い致します。
- ④ 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文章による指示に従います。

## 8 秘密の保持および個人情報の保護について

- ① 利用者およびその家族に関する秘密の保持について
  - ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の取り扱いの為にガイドライン」を厳守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
  - ・事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
  - ・この秘密を保持する義務はサービス提供が終了した後においても継続します。

② 個人情報の保護について

- ・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議または外部への情報提供を行わないものとします。

9 記録の保管

- ① 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとします。

10 事故発生時の対応方法について

- ① 利用者に対するサービス提供中の事故が発生した場合は、医療機関、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ③ ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りでは有りません。

11 サービス提供に関する相談・苦情

相談・苦情受付窓口を以下に設置いたします。

- ・紀の川市役所 高齢介護課 電話 0736-77-0980  
和歌山県紀の川市西大井 338
- ・岩出市役所 保健介護課 電話 0736-62-2141  
和歌山県岩出市西野 209
- ・和歌山県国民健康保険団体連合会 電話 073-427-4662  
和歌山県和歌山市吹上2丁目1-22-501号（日赤会館内）
- ・那賀振興局 総務福祉課 電話 0736-61-0023  
和歌山県岩出市高塚 209

担当者：医療法人 稲穂会 訪問看護ステーション 瑞穂

担当：山口 由実

電話：0736-74-1001